社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会会員規程

（目的）

第１条　この規程は、定款第 34 条第３項に基づき、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「本会」という。）会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の種類及び区分）

第２条　本会の会員は普通会員と賛助会員とし、区別は次のとおりとする。

（１）普通会員

ア　社会福祉事業

社会福祉法の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業

イ　社会福祉事業以外の関係事業

社会福祉事業以外の介護保険法、老人福祉法、児童福祉法、更生保護事業法及び医療法に基づく事業

ウ　社会福祉に関係ある団体

（ア）福祉関係団体

（イ）社会福祉関係養成校

指定保育士養成施設（児童福祉法）、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法）、精神保健福祉士養成施設（精神保健福祉士法）

（ウ）特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）

（エ）（ア）から（ウ）以外の団体（学校法人、財団法人、社団法人、法人格を有しない任意団体）

エ　市町社会福祉協議会（社会福祉法）

オ　民生委員、児童委員、学識経験者、社会福祉関係公務員及び福祉に関心を有する個人

（２）賛助会員

本会の事業に賛同し、財源的援助を行う者

（入会）

第３条　本会に入会しようとするものは、次に定める入会申込書を本会に提出するものとする。

（１）普通会員は様式第１号

（２）賛助会員は様式第２号

２　入会を不承認とする相当の理由がある場合は、理事会の議を経て、その旨を入会申込者に通知する。

（会員の責務）

第４条　会員は、定款第１条の目的に賛同し、目的達成のため必要な支援を行うとともに、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　会員は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会費規程に定める会費を毎年納入しなくてはならない。

３　会員は、施設定員に変更があった場合は、速やかに本会に報告するものとする。

（普通会員の権利）
第５条　普通会員は、次の各号に掲げる権利を有する。
（１）本会の各年度の事業計画又は報告及び予算又は決算について、報告を受けること。
（２）本会の事業計画について、提言できること。
（３）本会の発行する機関紙等の配布を受けること。
（４）本会の主催する大会その他行事に参加すること。
（５）本会の主催する研修会等の参加費の割引を受けること。

（退会）
第６条　会員は、次に掲げる場合には退会したものとする。
（１）退会の申し出があったとき
（２）解散又は死亡したとき
（３）１年以上会費を滞納し、納入の意志がないと会長が認めたとき

（除名）
第７条　会員が本会の名誉を毀損し又は趣旨、目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。
２　前項により、会員を除名しようとするときは、理事会の５日前までにその旨を当該会員に通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなくてはならない。

附　則
この規程は、昭和 34 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、昭和 46 年１月 14 日から施行する。
附　則
この規程は、平成７年３月 24 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 13 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 30 年 11 月９日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

様式第１号

静岡県社会福祉協議会入会申込書（普通会員）
（この用紙を、郵送で下記事務局までお送りください。）

年　　月　　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会の趣旨に賛同し、普通会員として、入会を申し込みます。

【入会を申し込む方の概要】

１　経営主体名（法人名等）		
２　代表者名		
３　施設名（事業所名）		
４　代表者名		
５　施設（事業所）の住所		
６　施設（事業所）の電話・FAX 番号・E メールアドレス		TEL　　FAX E メールアドレス
７　施設、事業所等の概要	(1) 種類	
	(2) 定員数	人

※施設、事業所の種類は、静岡県社会福祉協議会会費の社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業区分を参照の上、記入してください。
※定員数は、入会時点の人数を記入してください。定員の定めのない施設や事業所については、空欄のまま提出してください。
※（研修受講料について）入会単位は、法人（経営主体）単位でなく、施設・事業所単位であり、入会施設（事業所）所属職員の研修受講料のみ会員扱いです。

送付先　　静岡県社会福祉協議会
〒420－8670　静岡市葵区駿府町１番 70 号

様式第２号

静岡県社会福祉協議会入会申込書（賛助会員）
（この用紙を、郵送で下記事務局までお送りください。）

年　　月　　日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会の趣旨に賛同し、賛助会員として、入会を申し込みます。

（会員の口数）　　口

【入会を申し込む方の概要】

１　名　　称・氏　　名	
２　代表者名（個人会員は記載不要）	
３　住　　所	
４　電話・FAX 番号 Ｅメールアドレス	TEL　　FAX Ｅメールアドレス

送付先　　静岡県社会福祉協議会
〒420－8670　静岡市葵区駿府町１番 70 号

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会会費区分

（平成31年度分より適用）

（普通会員）

1　社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業

（1）通園、通所施設

定員　２０人以下	５，０００円
定員　２１人～５０人まで	１０，０００円
定員　５１人～１００人まで	１５，０００円
定員　１０１人～１５０人まで	２０，０００円
定員　１５１人以上	２５，０００円

（2）入所施設

定員　３０人以下	１０，０００円
定員　３１人～５０人まで	１５，０００円
定員　５１人～１００人まで	２０，０００円
定員　１０１人以上	２５，０００円

（3）利用施設

一律	７，０００円

（4）　（1）から（3）までの区分に該当しない指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定障害福祉サービス事業所

一律	５，０００円

ただし、3の社会福祉協議会は、この区分を適用しない。

また、この事業所の適用は、住所地を単位にするものとし、同一住所地に複数の事業を実施する事業所は、一の事業所として取扱う。

（5）介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、病院、診療所

一律	１０，０００円

（注1）社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業の「通所」、「入所」、「利用」の区分は別紙「静岡県社会福祉協議会会費の社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業区分」とする。

（注2）認定こども園については保育に係る子どもの数(子ども・子育て支援法第 19 条第１項第２号及び第３号に定める子どもの数の合計数)とする。

注3）定員数は毎年４月１日現在とし、４月１日以降入会した施設は入会時点の定員数による。

2　社会福祉に関係ある団体

（1）福祉関係団体	１０，０００円
（2）社会福祉関係養成校	１０，０００円
（3）特定非営利活動法人	２，５００円
（4）（1）から（3）以外の団体	２，５００円

3　社会福祉協議会

（1）市町社会福祉協議会

人口１人につき	１円８０銭

（注１）人口の算定は、当年の１月１日現在における県の推計値による。
（注２）人口の算定から生活保護人員を除く。（生活保護人員は当年１月末時点の県が集計する福祉行政報告例の数値による。）

４　個人会員

（１）民生委員・児童委員		７００円
（２）その他		２，０００円

（賛助会員）

本会の目的に賛同する者

（１）法人・団体	１口につき	１０，０００円
（２）個人	１口につき	２，０００円

（備　考）

賛助会員の口数は制限を設けない。

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会会費規程

第１条　社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会員規程第４条第２項による会費に関しては、この規程の定めるところによる。

第２条　会費は年度会費として、その区分及び額は別記「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会費区分」による。

２　会長は、会費について、会員の事業規模、事業形態、負担能力等を勘案し、別に定めることができる。

第３条　会員は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会の請求に基づき、速やかに会費を納入しなければならない。

附　則

この規程は、昭和 27 年６月 23 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 38 年８月 19 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 42 年３月 28 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 46 年１月 14 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 48 年３月３日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 50 年 12 月 12 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 63 年３月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、平成６年 12 月 20 日から施行する。

附　則

この規程は、平成７年３月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 11 月９日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

（別紙）

静岡県社会福祉協議会会費の社会福祉事業及び社会福祉事業以外の関係事業区分

（平成31年度分より適用）

1　通園・通所施設

	社会福祉事業	社会福祉事業以外の関係事業
・児童福祉	障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）、保育所・へき地保育所、小規模保育所、認定こども園、放課後児童クラブ	認可外保育施設（一般認可外保育所、事業所内保育所、院内保育所、ベビーホテル）
・老人福祉	老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所	
・障害者福祉	障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援）	

2　入所施設

	社会福祉事業	社会福祉事業以外の関係事業
・生活保護	救護施設、更生施設	
・児童福祉	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	
・老人福祉	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設	有料老人ホーム（サービス付高齢者住宅を含む）
・障害者福祉	障害者支援施設	
・婦人保護	婦人保護施設	

3　利　用　施　設

	社会福祉事業	社会福祉事業以外の関係事業
・生活保護	宿所提供施設、医療保護施設、生計困難者に対する助葬事業所	
・児童福祉	地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、障害児相談支援事業所、児童館、児童遊園、助産施設	
・老人福祉	老人福祉センター、老人介護支援センター、認知症高齢者グループホーム	地域包括支援センター、老人憩いの家、老人休養ホーム
・障害者福祉	障害者福祉サービス事業所（共同生活援助、多機能型、一体型指定共同生活介護事業所）、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、点字図書館、介助犬・聴導犬・盲導犬訓練施設、補装具製作施設、視聴覚障	障害者就業・生活支援センター

・母子福祉 ・社会福祉一般 ・更生保護	害者情報提供施設 母子福祉センター、母子休養ホーム 無料低額宿泊所、無料低額診療施設、 無料低額老人保健施設	 更生保護施設

4　1～3の区分に該当しない事業所

社会福祉事業	社会福祉事業以外の関係事業
指定訪問介護事業所 指定障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、特定基準該当障害福祉サービス）	指定居宅サービス事業所（居宅サービス事業所（訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）、共生型サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）、指定地域密着型サービス事業所（特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）、介護老人福祉施設入所者生活介護）、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所（訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）